

随意契約理由書

件名	山手幹線(森北)電線共同溝整備工事(その2)	
契約の相手方	港建設株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、総合評価落札方式制限付一般競争入札として令和2年2月5日に入札価格の開札を行ったが、入札者がなかった。しかしながら、本工事区間は緊急輸送道路であり、防災・減災のための3ヵ年緊急対策として早期着手し、無電柱化の効果を発揮させる必要がある。よって、本件は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、上記請負人が施工の意思を示したため、上記請負人と随意契約を行い、早期に工事着手することとする。上記請負人は、本工事の南側工事を令和2年3月まで施工予定であるため、引き続き本工事においても地域特性を理解し、円滑な施工が期待できるものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東部建設事務所	(電話番号078-854-2191)